

函館市地域包括支援センター ゆのかわ

(地域包括支援センター運営業務)

令和7年度（2025年度）活動評価

令和8年度（2026年度）活動計画

東央部第1圏域



— 目 次 —

1. 圏域の現状と課題	・ ・ ・	1
2. 重点活動	・ ・ ・	3
3. 令和7年度活動評価および令和8年度活動計画		
ア 地域包括支援センターの運営	・ ・ ・	4
(ア) 総合相談支援業務	・ ・ ・	4
(イ) 権利擁護業務	・ ・ ・	16
(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・ ・ ・	20
(エ) 地域ケア会議推進事業	・ ・ ・	26
イ 生活支援体制整備事業	・ ・ ・	30
(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務	・ ・ ・	30
ウ 認知症総合支援事業	・ ・ ・	34
(ア) 認知症初期集中支援推進事業	・ ・ ・	34
(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業	・ ・ ・	34

圏 域 の 現 状 と 課 題

1. 人口の推移と年齢構成

(人)

	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R7.9	割合	全市
年少人口	2,695	2,625	2,577	2,492	2,366	2,333	8.5%	8.4%
生産年齢人口	15,144	14,992	14,830	14,548	14,265	14,227	51.7%	54.1%
高齢人口	11,108	11,098	10,988	10,946	10,922	10,973	39.8%	37.5%
65～74歳	5,172	5,108	4,852	4,655	4,497	4,438	16.1%	15.6%
75歳以上	5,936	5,990	6,136	6,261	6,425	6,535	23.7%	21.9%

2. 世帯構成 (R7.9)

(世帯)

	世帯数	割合	全市
高齢者単身世帯	5,159	30.7%	27.3%
高齢者複数世帯	2,100	12.5%	12.9%
その他	9,529	56.8%	59.8%

3. 事業対象者・要支援認定者の状況

(人)

	R6.6	R7.9	全市
認定者数	1,037	1,055	7,676
認定率	9.5%	9.6%	8.8%
給付実績	646	630	4,198
給付率	5.9%	5.7%	4.8%

4. 介護保険サービス事業所数 (R7.9)

(件)

	事業所数
居宅介護支援等 (※1)	14
地域密着型サービス (※2)	19

※1 居宅介護支援・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業所の件数

※2 地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護を除く）の件数

5. 日常生活圏域レベルの地域課題の整理に基づく地域課題

優先順位	地域の問題	問題が生じている要因	地域課題
1	高齢者が交流する機会が減っている。	・町会関係者の高齢化、担い手不足により、町会活動が以前より活発ではなくなっている。 ・免許返納により、バスなどを活用できず外出の機会が減少している。 ・高齢により知人友人が減少している。 ・情報が入らないことで活動の場を知らないことが多い。	地域支援者が地域にあった活動ができることで、交流する機会ができる。
2	避難行動ができず、災害時、身を守れない高齢者がいる。	・避難場所まで行ったことがない。 ・自分に合った避難方法を知らない。 ・体力に自信がないため避難に不安がある。 ・スマートフォンの活用が難しく、災害の情報を得られにくい。	自分に合った方法を知り災害に備えることができる。
3	異変に気付きにくく、早期相談や介入につながらない。	・近所づきあいが減っている ・新聞の定期購読や固定電話をやめる人が増加している。 ・民生児童委員（以下「民生委員」とする）や在宅福祉委員の活動が減少している。 ・新しい民生委員や在宅福祉委員となった人が活動への関わりが少ない。 ・他者交流がないことで相談窓口を知らない人が増えている。	地域の方が相談窓口を知ることによって気になる高齢者について相談できる。
4	頼れる身寄りのいない高齢者に不利益が生じる。	・キーパーソンとなる家族がいない方が増えている。 ・転院時や施設入居の手続きなど、必要時に判断を行う人がいない。 ・成年後見制度等の制度を知らない、また知る機会がない。 ・元気なうちは困っていないので、緊急時の事前準備がされていない。	本人や高齢者に関わる人が必要な知識（成年後見制度、遺言書等）を得ることで、今後に備えることができる。

重 点 活 動

番号	地域課題	各業務での取組
1	地域支援者が地域にあった活動ができることで、交流する機会ができる。	・既存の地域活動について情報収集し、継続した活動ができるよう企画の助言やフォローを行う。 ・地域活動の役員へ他地域の活動の取り組みを紹介する等を行う。 ・効果的な活動ができるよう、適切な関係機関と地域との連携協働の機会をつくる。
2	自分に合った方法を知り、災害に備えることができる。	・ニーズに合わせた介護予防講座（体操等）を開催し、体力づくりを図る。 ・スマートフォンの使い方について勉強会等の企画を行い、情報収集の活用や家族との連絡手段の確認について学習の場をもつことができるよう検討する。 ・各関係機関と連携し、それぞれの町会にあった災害時の支援ネットワークづくりについて検討する。
3	地域の方が相談窓口を知ること、気になる高齢者について相談できる。	・高齢者に関わる関係機関に広報紙を継続的に持参し、地域包括支援セン（以下「センター」とする）ターを相談窓口として活用できるよう周知を行う。 ・高齢者に関わる関係者へ、認知症等の疾病や早期の気づきのポイント、介護保険制度等に関して出前講座を行い、正しく周知できる機会を持つ。 ・高齢者の関わりの少ない機関へセンターの周知を行う。
4	本人や高齢者に関わる人が必要な知識（成年後見制度、遺言書等）を得ることで、今後に備えることができる。	・本人や高齢者に関わる人が早期に制度（成年後見制度等）を知ることができるよう出前講座を行い、周知を図る。 ・必要な社会資源について情報収集を行い、効果的に活用できるよう整理する。 ・緊急時の連絡体制について各関係機関と意見交換を行う。

令和7年度活動評価および令和8年度活動計画

ア 地域包括支援センターの運営

(ア) 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者等の心身の状況や生活実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
総合相談支援業務	○総合相談対応件数		【活動目標】	
			1、地域住民が必要な支援を適切に受けることができる。	
			【評価】	
			①達成状況 達成	
			②実施状況	
			・相談内容は、センター内ミーティングにて対応方法等について共有し、調整した。	
			・再相談待ちのケースは、支援もれのないようセンターから確認の必要性や結果も含めて共有した。	
			・研修会に参加し、多様な相談に対応できるよう職員のスキルアップ向上に努めた。	
			・相談の内容に応じて、社会資源の提案や詳細資料送付等、相談者が適切な情報を得ることができるよう対応した。	
			③今後の方針	
			・令和7年度は多職種連携の研修参加が多かったため、相談対応において関係機関との連携を図りながらスムーズな支援につなげていきたい。	
			・引き続き相談対応が適切に行えるよう、継続した取り組みが必要である。	
			【活動目標】	
			2、高齢者に関わる地域関係者がセンターの役割や機能を知る人が増える。	
			【評価】	
			①達成状況 達成	
			②実施状況	
			・広報紙の配布を継続して行い、民間企業や障がい関係機関からの相談が令和6年度より増加した。このことから他機関への周知につながったと考える。	
			・警察から生活や金銭管理等で心配な高齢者の相談が増加した。	
			・運営推進会議には町会役員や入所家族の出席が多いため、センターの相談窓口としての周知を行った。	
			・出前講座は高齢者に関わる町会、在宅福祉委員にも行い、地域の見守りについて意識づけを行った。	
			③今後の方針	
			・地域関係者に対し、担当者が代わっても、連携が継続され、包括への相談につながるよう、引き続き周知を行っていく必要がある。	
			・相談受理時に相談、連絡のきっかけを確認することで効果的な周知方法の検討に活かす。	

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、地域住民が必要な支援を受けることができる。	1、 ①相談内容に応じて適切な情報提供や提案をする。 ②ニーズに合わせた社会資源の情報提供や提案を行う。 （住まい、介護予防、セルフマネジメント、認知症ケアパス、IT機器の操作方法等） ③緊急対応が必要なケースについては、センター内で共有し対応する。 ④必要に応じ、適切な支援を受けられるよう医療機関や司法関係、障がい関係機関等と連携を図りながら対応する。 ⑤実態把握時はキーパーソンや緊急連絡先の確認を行う。 ⑥対象者の生活実態や課題等を広く把握するために、同居家族等の実態把握を行う。 ⑦対象者へセルフマネジメント支援の提案、実施をする。 ⑧相談者からの連絡を待つケースは、センター内ミーティング等でケースごとに期間を決めて確認する。 ⑨地域支援者との面談時は、気になる高齢者について情報共有する。 ⑩地域の関係者（民生委員、在宅福祉委員等）に向けた出前講座において認知症や成年後見制度等の情報提供を行い、早期相談・早期対応の重要性について周知する。 ⑪各職員のスキルに合わせた研修会へ参加する。	・相談対応件数 ・相談形態内訳 ・相談者の続柄内訳 ・相談内容内訳 ・セルフマネジメント支援実施件数 ・研修会参加数 ・基本情報作成数 ・目標数値達成率 ・利用者基本情報作成の内訳 ・同居家族の実態把握数 ・出前講座回数 ・出前講座内容 ・相談後つながったサービス
2、地域関係者がセンターの役割や機能を知ることができる。	2、 ①広報紙を活用し、センターの役割や機能の周知を行う。 ②見守りネットワーク事業で得た情報は、民生委員へフィードバックを行う。 ③地域密着型運営推進会議への参加時等は、意見交換の時間を持ち、センターの役割周知に努める。 ④高齢者と関わりの少ない関係機関（圏域内小・中学校、障がい事業所、民間企業等）へ広報紙の配布を行う。 ⑤高齢者の立ち寄り先や関係機関に対し、広報紙の掲示を依頼する。 ⑥支援相談等で関わった機関へ改めて包括の周知をする。	・相談対応件数 ・相談者の続柄内訳 ・広報紙配布先数 ・広報紙掲載内容 ・広報紙掲示依頼数 ・地域密着型運営推進会議出席数 ・配布時における関係機関との意見交換数 ・相談、連絡のきっかけ

(ア) 総合相談支援業務

事業内容

総合相談
支援業務

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○相談内容内訳（延・重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
介護保険・総合事業	1,416	1,430	1,436
保健福祉サービス	170	220	170
介護予防	7	1	5
心身の健康	85	68	84
認知症	80	102	122
住まい	111	112	100
権利擁護	17	15	10
安否確認	10	24	14
その他	100	171	132

(その他内容一部抜粋)

・センターで関わりがあるかの問い合わせ

・近隣トラブル

・気になる高齢者に関する情報提供

・金銭管理、経済困窮

・エンディングノートについて問い合わせ

・災害時の地域の協力体制について

・各種申請の問い合わせ

○相談、連絡のきっかけ

(件)

	R7年度
かかりつけ医、医療機関	24
知人、親族	19
介護事業所	12
インターネット検索	7
見守り訪問での名刺	11
広報紙（ラミネート掲示）	9(1)
出前講座、認知症カフェ	10
市役所、湯川支所	21
民生委員	3
介護認定調査員	10
介護認定通知のお手紙	14
その他	10

(その他内訳)

・市政はこだて

・道に落ちていた携帯電話の登録を見て

・新聞

・訪問マッサージ事業所

・見守り訪問の不在票

・センターが散歩コースにあるため

・ニーズ調査に同封されていた案内

・認知症ケアパス

・あいよるサロン

・函館市住宅都市施設公社

○セルフマネジメント支援数

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
セルフマネジメント支援	5	7	4
提案のみ	7	3	1

(提案のみで終了した理由)

・自分でタブレットで運動等調べられるので手帳は不要

【活動目標】

3、交流の少ない高齢者が相談窓口としてセンターを知ることができる。

【評価】

①達成状況 達成

②実施状況

・見守りネットワーク事業での訪問時に、広報紙を活用し、センターの周知を行った。訪問時、実態把握や支援につながらなかった際は、意図的に広報紙等を配布することで後日家族から連絡、相談につながったケースも複数あった。

・セルフマネジメント支援について、見守りネットワーク事業等から対象となるケースに対し、支援を行った。

・SNS投稿について、町会等から依頼があった際にデータを提供し、幅広い周知にむけ協力をしたが、センター独自での投稿は無かった。

・高齢者の立ち寄り先へ広報紙を配布し、掲示から相談へつながったケースがあり、継続していきたい。

③今後の方針

・広報紙配布、ラミネート掲示を引き続き行い、広く地域住民に周知継続する。

・本人だけでなく、家族や周囲の方にも、より相談しやすい窓口として広報紙の内容を再検討する。

・SNSでの周知について令和7年度は他団体の投稿が中心だったため、令和8年度はセンターからの発信を行う必要がある。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
3、交流の少ない高齢者や家族が相談窓口としてセンターを知ることができる。	3、 ①見守りネットワーク事業にて実態把握に努める。 ②高齢者の立ち寄り先への広報紙配布を継続する。 ③高齢者の立ち寄り先や関係機関に対し、広報紙の掲示を依頼する。 ④SNSを活用し、センターについて幅広く周知を行い、他機関から依頼のあった際にはデータの提供等を行い、周知に努める。	・基本情報作成数 ・広報紙掲載内容 ・配布時におけるネットワーク構築数 ・相談、連絡のきっかけ

(7) 総合相談支援業務

令和7年度活動評価

事業内容	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価			
総合相談 支援業務	○ 研修参加状況				
	(回)				
		R5年度R6年度R7年度			
	権利擁護業務に関する研修	5	5	9	
	地域包括支援センター職員研修	1	4	2	
	高齢者以外に関する研修	0	3	3	
	その他	10	31	21	
	(その他内訳)				
	・多職種連携：5件				
	・ケアマネジメント関係：9件				
	・認知症：2件				
	・看取り：2件				
	・生活困窮：1件				
	・介護予防：1件				
	・大人の発達障がい：1件				
	○運営推進会議参加状況（延参加回数、（ ）内は参加事業所数）				
	(回、事業所)				
		R5年度R6年度R7年度			
	認知症対応型共同生活介護 圏域内 7事業所	6(4)	28(6)	22(7)	
	地域密着型通所介護 圏域内 8事業所	0(0)	1(1)	2(1)	
	介護付き有料老人ホーム 圏域内 4事業所	5(2)	12(4)	8(2)	
	小規模多機能型居宅介護 圏域内 3事業所	2(1)	1(3)	2(1)	
	サービス付き高齢者向け住宅 圏域内 7事業所			1(1)	
	合計	13(7)	42(14)	35(12)	
	※合同開催の事業所				
・介護付有料老人ホームあい日吉・小規模多機能ハウス あい日吉					
・看護小規模多機能型居宅介護事業所ひよしわたな・グ ループホームそよかぜ日好					
○広報紙発行（年 2回/10月、2月）					
(件)					
	R5年度R6年度R7年度				
配布先数	916	939	963		
掲示依頼数	185	182	179		
新規配布先数	11	33	15		
(新規配布先)					
※高齢者と関わりの少ない機関					
・就労継続支援事業所A型：6事業所					
・就労選択支援事業所：2事業所					
・相談支援事業所：1事業所					
・放課後等デイサービス事業所：2事業所					
※高齢者に関係のある機関					
・看護小規模多機能型居宅介護支援事業所：1事業所					
・民間企業：エイブル函館五稜郭店、丘の上マルシェ、喫茶 きれん					

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ア) 総合相談支援業務

事業内容		令和7年度 活動評価				
		実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価		
総合相談 支援業務	○出前講座回数、内容					
			(回)			
			R5年度	R6年度		R7年度
	出前講座回数		40	51		32
	センターについて		22	29		11
	介護保険制度		15	12		7
	新しい総合事業		7	6		1
	在宅高齢者等サービス		0	3		3
	住宅改修		3	2		2
	権利擁護		6	7		1
		虐待	7	7		1
		消費者被害	2	1		1
		成年後見	2	2		1
	地域ケア会議		0	2		1
	介護予防		7	22		17
	認知症		8	13		3
	地域での見守り活動		2	19		8
	地域の社会資源		1	0		0
	地域包括ケアシステム		0	2		2
	住民同士の助け合い		15	14		6
	その他		24	33		23
	(その他一部抜粋)					
	・函館市の健診事業について					
	・後期高齢者医療制度					
	・熱中症予防について					
	・高齢者疑似体験					
・医療保険制度について						
・暑熱順化						
・夏を乗り切る体づくり						
・生活保護制度について						
・自立相談支援機関について						
・高齢者施設について						
○対象者別出前講座実施件数（延）						
				(件)		
		R5年度	R6年度	R7年度		
一般市民		26	29	18		
民生委員		1	1	0		
町会役員		1	1	2		
在宅福祉委員		8	9	5		
その他		30	30	22		
(その他内訳)						
・リード不動産						
・ナルク函館はまなす						
・まちの看護師さん						
・函館市立深堀小学校 4年生						
・函館厚生院看護専門学校第2学年						
・函館友の会						
・函館大学付属有斗高校 2年生						
・深中OB会						
・函館市立湯川小学校 4年生						

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(7) 総合相談支援業務

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○利用者基本情報作成状況

(件、人)

		R5年度	R6年度	R7年度
目標数値		941	922	953
作成数	予防給付	415	360	271
	うち新規	69	44	28
	見守り	162	200	210
	うち新規	87	105	109
	その他	457	527	499
	うち新規	204	243	229
合計(A)		1,034	1,087	980
うち新規		360	392	366
高齢者人口(B)		10,946	10,922	10,917
実態把握率 (A/B)		9.4%	10.0%	9.0%

○65歳以上の同居家族の実態把握数

(同居世帯数に対する同居家族の実態把握率)

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
同居家族の実態把握	44	46	35

○町別実態把握数（町別老年人口に対する実態把握率）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
深堀町	140(8.0)	※228(12.9)	125(7.1)
駒場町	44(7.0)	45(7.4)	※68(11.2)
湯浜町	※110(12.7)	70(8.4)	※141(16.7)
湯川町1丁目	※82(10.9)	51(6.7)	48(6.3)
湯川町2丁目	※106(13.1)	67(8.6)	58(7.4)
湯川町3丁目	※140(14.6)	86(8.8)	66(6.7)
花園町	※139(11.9)	101(8.7)	※182(15.6)
日吉町1丁目	40(6.6)	※67(11.1)	43(7.3)
日吉町2丁目	73(7.4)	※117(11.7)	53(5.1)
日吉町3丁目	86(7.1)	※153(12.5)	85(6.9)
日吉町4丁目	38(5.1)	※70(9.3)	55(7.3)
川原町	36(7.6)	32(6.7)	※56(12.0)

※見守り訪問対象地区

【活動目標】目標数値953件

4、支援を必要とする人が相談窓口につながり適切な支援を受けることができる。

【評価】

①達成状況 達成

②実施状況

・訪問時は可能な限り同居家族の実態把握を行い、今後の支援にスムーズに対応できるようにした。

・訪問後は、介護サービス等の適切な支援につながった。

・見守りネットワーク事業での訪問の際は、支援を直ちに必要としない方が多いが、顔を合わせて聞き取るにより、必要時センターへつながりやすく、効果的と考える。

③今後の方針

・利用者基本情報作成件数は980件と、目標値の953件を上まわっており、また、本目標は活動目標1と内容が重複していることから、令和8年度は目標を統合し、活動目標1として継続して取り組みたい。

総合相談支援業務

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ア) 総合相談支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価																									
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価																								
総合相談 支援業務	○実態把握から支援につながったケース ・見守り訪問 (件) <table><thead><tr><th>Category</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr></thead><tbody><tr><td>その他</td><td>15</td><td>10</td><td>15</td></tr><tr><td>在宅高齢者等サービス</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr><tr><td>介護サービス</td><td>15</td><td>10</td><td>25</td></tr><tr><td>制度説明</td><td>35</td><td>30</td><td>40</td></tr><tr><td>実態把握のみ (※支援の必要性なし)</td><td>145</td><td>140</td><td>150</td></tr></tbody></table>	Category	R5	R6	R7	その他	15	10	15	在宅高齢者等サービス	5	5	5	介護サービス	15	10	25	制度説明	35	30	40	実態把握のみ (※支援の必要性なし)	145	140	150	
	Category	R5	R6	R7																						
	その他	15	10	15																						
在宅高齢者等サービス	5	5	5																							
介護サービス	15	10	25																							
制度説明	35	30	40																							
実態把握のみ (※支援の必要性なし)	145	140	150																							
	・予防支援、見守り以外の訪問 (件) <table><thead><tr><th>Category</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr></thead><tbody><tr><td>その他</td><td>35</td><td>40</td><td>45</td></tr><tr><td>在宅高齢者等サービス</td><td>55</td><td>60</td><td>45</td></tr><tr><td>介護サービス</td><td>220</td><td>240</td><td>250</td></tr><tr><td>制度説明</td><td>45</td><td>50</td><td>55</td></tr><tr><td>実態把握のみ (※支援の必要性なし)</td><td>65</td><td>70</td><td>45</td></tr></tbody></table>	Category	R5	R6	R7	その他	35	40	45	在宅高齢者等サービス	55	60	45	介護サービス	220	240	250	制度説明	45	50	55	実態把握のみ (※支援の必要性なし)	65	70	45	
Category	R5	R6	R7																							
その他	35	40	45																							
在宅高齢者等サービス	55	60	45																							
介護サービス	220	240	250																							
制度説明	45	50	55																							
実態把握のみ (※支援の必要性なし)	65	70	45																							
	(その他内訳) ・成年後見制度利用支援 ・専門医受診支援 ・ケアマネジャーの変更支援 ・個別ケースを検討する地域ケア会議の実施 ・施設入所申込支援 ・虐待対応																									

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(イ) 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第2号

【目的】高齢者等が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者等の権利擁護のため、必要な支援を行う。

令和7年度活動評価

事業内容

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

権利擁護業務

○権利擁護相談対応状況

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
ケース数（実）	15	11	17
終結数	7	2	4
終結率	46.7%	18.2%	23.5%

○研修会・事例検討会の参加

(回)

	R5年度	R6年度	R7年度
高齢者虐待	4	2	6
困難事例	0	0	1
消費者被害・成年後見	1	3	2

○センター内研修会

①支援困難事例の振り返り（9月、3月実施）

②高齢者虐待防止研修（3月実施）

○相談者、通報者内訳（実・重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
対象者本人	4	0	2
家族・親族	4	4	1
町会・在宅福祉委員	0	0	1
知人・近隣住民	0	1	1
介護支援専門員	3	3	6
介護職員	1	0	0
病院	2	1	0
行政	0	0	0
警察・消防	1	1	0
その他（民生委員含む）	0	1	3

○対応事案内訳（実・重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
表面化した問題	33	26	33
高齢者虐待	9	6	8
家庭内暴力、DV	4	1	1
意思決定ができない	1	0	1
本人の意思を尊重できない	0	0	1
支援拒否	3	4	3
生命の危険がある	1	1	1
日常生活に支障がある	3	2	3
受診拒否	4	3	3
必要な医療が受けられない	0	1	2
服薬管理ができない	3	0	0
金銭管理ができない	2	3	4
経済、生活が破綻	0	1	3
必要なサービスを利用できない	2	2	2
不適切な支援を受けている	0	1	0
その他	1	1	1

【活動目標】

1、センターの対応力を標準化することで高齢者やその家族が、適切な支援を受けやすくなる。

【評価】

①達成状況 未達成

②実施状況

・相談受付ケースについて、毎日センター職員全員で確認のうえ、支援方法を検討し、必要時には自立相談支援機関職員と共有して支援した。

・権利擁護ケースの振り返りについて、開催回数を年3回計画していたが、2回となり未達成とした。

・複数職員体制時には、必要時、職員が相互に支援方法を検討し、役割分担等をしながら取り組むことができた。

・担当弁護士の定期相談時には、具体的な支援ケースの相談に加え、「個人の債務整理について」の勉強会を実施した。

③今後の方針

・権利擁護ケースにおける複数職員体制での支援方法を定期的に検討する。

・ケース支援の振り返りをセンター全体で年3回実施する。

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標】 1、地域住民や関係機関の職員が、センターの権利擁護業務の内容を理解することで、相談しやすくなる。	1、 ①広報紙（成年後見制度・高齢者虐待）の配布を行う。 ②地域での出前講座（成年後見制度・高齢者虐待・消費者被害）を実施する。 ③在宅系サービス事業所（居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所）向けの虐待防止研修（事業所内防止と養護者による高齢者虐待対応の理解）を実施する。	・権利擁護相談対応件数 ・広報紙周知回数 ・出前講座周知回数 ・高齢者虐待防止研修の開催回数 ・在宅系サービス事業所に対する虐待防止研修開催支援数 ・虐待防止研修の開催回数

(イ) 権利擁護業務

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
権利擁護 業務	○ 担当弁護士への相談内容内訳			
	(件)			
	相談内容	R5年度	R6年度	R7年度
	借金問題	3	2	4
	相続	1	0	2
	近隣問題	2	1	0
	労働問題	0	0	0
	離婚	0	0	1
	不動産	3	2	2
	成年後見	7	3	1
	死後事務	1	1	0
	遺言	2	0	0
	保証人	2	0	0
	その他	2	2	2
	合 計	23	11	12
	○担当弁護士による勉強会開催			
	・ 個人の債務整理について（4月）			
	○センター権利擁護に関する広報活動			
	・ 広報紙：2回			
	第19号（高齢者虐待）			
第20号（消費者被害）				
・ 地域での出前講座：1回				
川原町「さわやか講座」				
・ 権利擁護研修（虐待防止研修）：6回実施				
①指定介護老人福祉施設ももハウス（2回実施）				
②ケアハウスベアニエス				
③ケアハウス豊寿				
④指定介護老人福祉施設ベルソーレ				
⑤圏域内居宅介護事業所（7事業所15名参加）				
・ 居宅介護支援事業所プリマステラ				
・ 居宅介護支援事業所クオリティーライズ				
・ サポートステーション友				
・ ケアプランセンターのべる手				
・ ケアパートナー函館				
・ 居宅介護支援事業所ケンゆのかわ				
・ 居宅介護支援事業所ケアプランセンターあまりりす				
【活動目標】				
2、地域住民や関係機関の職員が、センターの権利擁護業務の内容を理解することで、相談しやすくなる。				
【評 価】				
①達成状況 未達成				
②実施状況				
・ 広報紙の配布及び地域での出前講座を通じて地域住民に周知することができたが、より多くの機会を持てるような取り組みが必要である。				
・ 在宅介護サービス事業所向けとして、圏域内の居宅介護支援事業所への研修を実施した。				
・ 地域密着型サービス事業所に対して、虐待防止研修の講師派遣について案内したが、実施には至らなかったため未達成とする。				
③今後の方針				
・ 虐待防止研修に関して、圏域内の居宅介護支援事業所への研修開催継続に加え、訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所等への研修実施を検討していく。				

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
【活動目標】 2、センターの対応力を標準化することで、高齢者やその家族が、適切な支援を受けやすくなる。	2、 ①相談受付ケースについて、センター職員全体で共有しながら、必要時、自立相談支援機関の職員と連携し、支援方法を検討する。 ②権利擁護ケースの支援経過や利用した制度、社会資源について年3回（7月、11月、3月）振り返りを実施し、共有する。 ③複数職員体制で担当する場合、支援する職員の抱え込みの防止や職員相互のスキルアップを目的として、共有と検討終結の判断を定期的実施する。 ④担当弁護士の定期相談時において、具体的な支援ケースの相談に加え、法的な知識に関する勉強会も開催する。	・権利擁護相談対応件数 ・研修会や事例検討会の参加回数 ・センター内研修や事例検討会の実施回数 ・相談・通報者内訳 ・対応事案内訳 ・担当弁護士への相談内訳数 ・担当弁護士による勉強会開催数

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○相談件数（ケアマネジャー変更数）※未終結を含む

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
相談件数	38(11)	28(9)	25(10)

○相談者※未終結を含む

(件)

相談者	R5年度	R6年度	R7年度
ケアマネジャー	16	13	12
本人	6	7	6
家族	5	1	3
民生委員	5	2	1
地域	0	3	0
医療機関・薬局	1	0	2
警察	1	0	0
行政	2	0	0
その他	1	2	1

○終結ケースにおける支援に至った要因（重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
ケアマネジャーの問題	9	11	5
対人援助技術	6	11	4
支援の不足	3	4	2
過剰な支援	1	1	0
対象者の問題	11	11	4
認知症による	4	5	2
精神疾患による	0	2	0
支援拒否	0	1	0
不適切な要求	3	3	0
気質・性格の問題	7	4	2
対象者家族の問題	0	2	1
認知症による	0	1	0
精神疾患による	0	1	0
支援拒否	0	1	0
気質・性格の問題	0	2	1
家族・親族がいない	0	1	0
支援できる家族不在	2	0	1
家族間のトラブル	0	1	1
地域・多職種連携	2	3	0
方法が分からない	2	3	0

○終結ケースにおける支援内容（重複あり）

(件)

	R5年度	R6年度	R7年度
情報提供	1	3	1
助言・指導	12	14	5
連携のための支援	0	2	0
連携（民生委員）	0	2	0
対応の振り返り	11	4	4
支援チームとして	0	3	0
地域ケア会議の開催	2	5	1

(情報提供の内訳) 成年後見申請、生活保護申請

【活動目標】

1、ケアマネジャーが適切なケース支援の方向性を見出すことができる。

【評価】

①達成状況 達成

②実施状況

・相談があった際は、ケアマネジャーと共にケース支援における課題や、ケアマネジャー自身の考えを早期に整理することで、適切なケース支援につなげることができた。

・令和7年度は、未終結を含め3件が個別ケースを検討する地域ケア会議の開催につながり、地域支援者等との連携支援体制の構築につなげることができた。

・支援する過程でケアマネジャーに対し、成年後見や生活保護申請について情報提供を行った。介護保険外の制度への理解が深まり、ケース支援に活かされた。

③今後の方向性

・支援に至った要因については、未終結を含め、上位はケアマネジャーの問題が依然として多く高齢者支援における支援チームの要となるケアマネジャーの役割や機能について、改めて理解するための支援が必要と考える。

・介護保険外の制度を理解することで、適切な助言提案をケアマネジャーが行えることから、今後も圏域において勉強会等の実施を計画するとともに、研修会等の情報提供や他機関との連携支援を行っていく。

・対象者ならびに対象者家族の問題からケース支援に困難を感じているケアマネジャーも一定数確認できる。多様な価値観に対応するためには協力者を得て、チームで対応することが有効であることをケアマネジャーが理解することが必要である。抱え込まずに早い段階で事業所管理者等に相談することの有効性を、都度助言していく。

包括的継続的
ケアマネジメント
支援業務

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、ケアマネジャーが自身の役割について理解し、支援の方向性を見出すことができる。	1、 ①相談があった際は、ケアマネジャーと早期にケース支援における課題を共有する。 ②ケース支援におけるケアマネジャーとしての役割や機能について整理し、連携が必要な機関や制度等について情報提供行う。 ③介護保険外のサービス利用が必要なケースは、専門機関と円滑な連携がとれるよう支援する。（自立相談支援機関、障がい事業所等） ④事業所内で未相談のケースは、事業所での相談や検討を提案し、学ぶ機会を作る有効性について助言等行う。 ⑤地域支援者等との連携が必要と判断される場合は個別ケースを検討する地域ケア会議の開催を提案し、多機関での支援体制の構築につなげる。	・提供した情報内容 ・ケアマネジャーへの支援の内容 ・支援後のケアマネジャー自身の気付き ・個別ケースを検討する地域ケア会議につながった数

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくための地域における多職種相互の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）			活動目標に対する評価
包括的継続的 ケアマネジ メント 支援業務	○ケアマネジャーが関わる支援困難ケースの要因（重複あり） (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	認知症	0	3	5
	周辺症状	0	3	1
	判断力の低下	0	3	4
	意思疎通が困難	0	3	1
	病識がない	0	3	1
	疾病・依存症	1	1	1
	急激なADL低下	1	1	0
	健康意識が低い	0	0	1
	性格・気質	1	0	2
	強いこだわり	1	0	1
	他者に対する暴言・暴力	0	0	1
	個人要因その他	1	0	3
	脳の機能障害	0	0	1
	全盲	0	0	1
	昔からの暴力	0	0	1
	疾患の増悪	1	3	5
	家族の問題	1	3	5
	疾病傷害あり	1	3	2
	本人の疾病への病識がない	0	3	2
	家族自身に支援が必要	0	3	3
	家族関係が不良	1	3	3
	家族間で意見が不一致	0	1	0
	不適切な介護	1	2	0
	介護力不足	1	1	1
	生活管理がずさん	0	0	1
	経済困窮	0	1	2
	子が本人の収入に依存	0	1	1
	借金多重債務	0	0	1
	社会的要因その他	0	1	2
	財産管理できない	0	1	1
	○ケアマネジャーが関わる支援困難ケースの表面化した問題 (重複あり) (件)			
		R5年度	R6年度	R7年度
	高齢者虐待	2	5	6
	家庭内暴力、DV	0	1	0
	支援拒否	0	1	2
	不適切な支援	0	1	0

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事業内容	令和7年度 活動評価													
	実績（実施回数、内容、実施方法等）													
包括的継続的 ケアマネジメント 支援業務	○合同ケアマネジメント研修開催状況 (回) <table><tr><td></td><td>R5年度</td><td>R6年度</td><td>R7年度</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	開催回数	2	2	2	【活動目標】 1、ケアマネジャーが本人や地域の強みを活かし、自立支援を意識したケアマネジメントができる。				
		R5年度	R6年度	R7年度										
	開催回数	2	2	2										
	○合同ケアマネジメント研修（全域） 令和7年9月18日、19日開催 ・居宅介護支援事業所及び小規模多機能事業所の参加状況 (件、人) <table><tr><td></td><td>圏域</td><td>全域</td></tr><tr><td>居宅事業所数（参加率）</td><td>9(82.1%)</td><td>76(80.8%)</td></tr><tr><td>居宅参加人数（参加率）</td><td>17(49.1%)</td><td>194(62.5%)</td></tr><tr><td>小規模多機能事業所数</td><td>1</td><td>5</td></tr></table>		圏域	全域	居宅事業所数（参加率）	9(82.1%)	76(80.8%)	居宅参加人数（参加率）	17(49.1%)	194(62.5%)	小規模多機能事業所数	1	5	【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・計画通りの実施ができ、アンケート結果からも目標達成できた。 ・小規模多機能型事業所へは個別訪問し、参加の呼びかけを行うが、依然参加数は少ない。個別の聞き取りにより、人員の関係で業務時間内での研修参加が難しい状況があることが分かった。
		圏域	全域											
	居宅事業所数（参加率）	9(82.1%)	76(80.8%)											
	居宅参加人数（参加率）	17(49.1%)	194(62.5%)											
	小規模多機能事業所数	1	5											
	・アンケート結果 「本人が地域の強みを活かし、自立支援を意識したケアマネジメントができる」について できていた…3.0% できそうである…75.2%	③今後の方向性 ・研修後アンケートやケアマネジャーへの支援内容を分析し、他センターとも協議をしたうえで、研修内容を決定し、全体研修を実施する。 ・全体研修での学びを深めることができるよう、圏域にて振り返りの研修を実施する。 ・多くの圏域内のケアマネジャーが学びの機会を得られるよう、圏域での勉強会等の開催方法や案内方法等、検討し実施する。												
	○圏域内ケアマネジメント研修（東中部圏域合同） 令和8年2月17日開催 〈テーマ〉具体的で達成可能な目標設定 ～障害により意向が定まらない方への支援を考える～ (件) <table><tr><td>参加事業所数</td><td>圏域内</td><td>居宅介護支援事業所</td><td>7</td></tr><tr><td></td><td></td><td>小規模多機能事業所</td><td>0</td></tr><tr><td>参加者数</td><td colspan="3">24名(うち圏域内16名)</td></tr></table>	参加事業所数	圏域内	居宅介護支援事業所	7			小規模多機能事業所	0	参加者数	24名(うち圏域内16名)			【活動目標】 2、圏域内の在籍するケアマネジャーが希望する勉強会等を開催することができる。
参加事業所数	圏域内	居宅介護支援事業所	7											
		小規模多機能事業所	0											
参加者数	24名(うち圏域内16名)													
○主任ケアマネジャー連絡会 開催状況 第1回 令和7年4月16日 参加数：11名（9事業所） 〈テーマ〉令和7年度の活動について意見交換・懇談会 ・今年度の活動計画、内容、担当の決定	【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・圏域内の主任ケアマネジャーとの意見交換で、要望があったテーマの勉強会を実施した。													
第2回 令和7年7月16日 参加数：26名（9事業所） 〈テーマ〉障がいサービスについて学ぼう！ ・相談支援事業所 主任相談支援専門員による講話 「障がいのある方への支援の流れ」について ・センター主任相談支援員による講話 「自立相談支援機関と障がい分野のつながり」	・障がい支援事業所の相談支援員に講師を依頼し、勉強会を実施したことで、ケアマネジャーの多機関との連携に対する、意識を高めることができた。 ・意見交換にて、虐待についての勉強会の要望があり、主任ケアマネジャー連絡会とは別日程で開催することができ、スキルアップに活かすことができた。													
第3回 令和7年10月15日 参加数：16名（9事業所） 〈テーマ〉BCP勉強会 ・実際に被災した介護支援専門員からの講話 「災害を経験した居宅支援事業所の対応から考える」 ・講話をもとにグループワークを行い、直ぐに取り組める活動について共有	③今後の方向性 ・圏域内の主任ケアマネジャーと、高齢者支援における必要なスキルや社会資源等についての意見交換を継続し、必要な勉強会等を今後も開催する。 ・圏域内の主任ケアマネジャーのケアマネジメントの質を高めることにより、資質向上につなげる。													
第4回 令和8年1月20日 参加数：13名（9事業所） 〈テーマ〉社会資源とシャドーワークについて ・センター社会福祉士による講話 「函館市の高齢者福祉サービスについて」 ・ケアマネジャーのシャドーワークやあったらいいと思う社会資源についてグループで意見交換、共有	・これまでの主任ケアマネジャー連絡会で出た、社会資源や勉強会に関する意見をもとに、社会資源の創出についての提案を行い、実施に向けた取り組みを行う。													
○虐待研修会 令和7年12月11日 参加数：15名（7事業所） 意見交換で希望のあった研修を主任ケアマネジャー連絡会とは別日程で開催センター社会福祉士が講師となり実施														

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、ケアマネジャーが地域包括ケアを意識したより質の高いケアマネジメントを考えることができる。	1、 ①合同ケアマネジメント研修を開催する。（2回） ・会場とWEB参加のいずれかをを定める開催方法とすることで、多くのケアマネジャーの参加につなげる。 ・参加の少ない事業所へは、学びの機会として活用するよう働きかける。 ・開催後にアンケートを実施し、確認したケアマネジメント研修に対する意向を今後のケアマネジメント研修に活かす。 〈目的〉 多くの介護支援専門員が令和9年度介護保険制度改正のポイントを学び、事業所ならびに介護支援専門員に求められる質や役割を理解できる。 〈テーマ〉 令和9年度介護保険制度改正のポイントを学ぶ（仮） 〈内容案〉 ・介護保険制度改正のポイント ・介護支援専門員に求められること ②全体研修の振り返りとして、圏域内に在籍するケアマネジャーを対象に圏域でのケアマネジメント研修を開催する。 ・小規模多機能型事業所や施設に勤務するケアマネジャーに、研修参加に関する意向等を確認し、圏域での研修会等の開催に反映する。	・アンケート内容 ・圏域内のケアマネジャーの意見
2、圏域内のケアマネジャーのケアマネジメントの質が向上する。	2、 ①主任ケアマネジャー連絡会において、圏域内の主任ケアマネジャーと高齢者支援に必要なスキルや地域の社会資源等について、意見交換を行う。 ②圏域内の主任ケアマネジャーと協働で勉強会等のテーマを設定し、年間計画を作成、主任ケアマネジャー連絡会として実施する。 ③圏域内のケアマネジャーに対し、勉強会等への参加を促し、学びの機会として活用するよう働きかける。 ④圏域内の主任ケアマネジャーと高齢者の自立支援に向けた、地域でできる取り組みについて協議し、実施を目指す。	・圏域内の主任ケアマネジャーが参画した勉強会等の開催数 ・圏域内のケアマネジャーの意見

(イ) 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法第115条の48

【目的】地域包括ケアシステムの構築のため、地域ケア会議を開催し、介護サービスだけでなく、様々な社会資源が有機的に連携することができる環境を整備し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価			
	実績（実施回数、内容、実施方法等）		活動目標に対する評価	
地域ケア会議 推進事業（個別課題）	○個別ケースの検討を行う地域ケア会議の開催状況		【活動目標】	
	(回)		1、支援者が高齢者の個別課題を検討することで、支援者間の連携体制を強化できる。 (目標数値 7回)	
		R5年度	R6年度	R7年度
	目標数値	7	7	7
	開催回数	10	20	7
	達成率	142.9%	285.7%	100.0%
	○ケース分類		【評価】	
	(件)		①達成状況 達成	
		R6年度	R7年度	②実施状況
	センター担当ケース	4	1	・ケアマネジャーが担当しているケースは 7件 中 5件あり、地域の支援者と直接顔を合わせたことで、今後の支援や連携につながった。
	居宅介護支援事業所担当ケース	14	5	・対象者は集合住宅での独居が多く、地域支援者や各関係機関との情報共有により、今後の役割分担ができ、連携体制につながった。
	地域からの相談ケース	2	1	・課題を話し合う中で、災害や緊急時の対応と安否確認の対応に不安を感じるという意見が多く、普段からの周辺との関わり方や情報の共有が重要であると参加者間で共有できた。
	○ケース背景・重複あり		③今後の方向性	
	(件)		・上記内容と抽出された地域課題を踏まえ、地域での見守りにつながる町会単位での交流機会や、認知症について正しい知識が持てるよう、勉強会等の開催を検討する。	
		R6年度	R7年度	・自然災害が多く発生したことから、緊急時の対応に高齢者、ケアマネジャー、地域支援者が互いに不安を多く抱えている実情が見えた。引き続き、地域支援者間での情報共有やケアマネジャーとの連携効果について、地域ケア会議を通して認識を共有する。
認知症（疑い含む）	5	7		
独居	11	7		
同居家族が精神疾患（疑い含む）	5	0		
緊急時対応が困難	7	6		
○参加機関・重複あり				
(件)				
	R6年度	R7年度		
地域（民生委員等）	20	7		
行政	6	3		
居宅介護支援事業所	14	5		
介護保険サービス事業所	7	2		
生活支援事業所（障がい・後見人）	1	2		
医療機関	1	2		
警察	1	0		
民間事業所（住宅管理会社）	9	2		
○抽出された地域課題				
・関わりの初期段階で家族等の緊急連絡先の把握が必要。				
・集合住宅での安否確認に、関係機関同士の顔を合わせての共有や連携が必要。				
・施設やお金の相談窓口が分かりやすくなると、不安が軽減できる。				
・住民が認知症に対する正しい知識を得る機会が必要。				
・災害時に避難援助が必要な人の情報が、地域で共有できていれば良い。				
・認知症による近隣トラブルがある方を受診に繋げるためには、家族の理解協力が必要。				
・認知症になっても近隣との良い関係を継続するためには、以前からの交流が大切。				
○自立支援型ケア会議				
・令和7年11月27日：居宅介護支援事業所が、担当しているケースを選定し実施。				

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、地域の高齢者が抱える問題や地域の見守りの重要性について、支援者間で共有ができる。	1、 ①地域支援者と各専門の関係機関をつなぎ、互いの役割や対応について知り、効果的に連携ができるよう進める。 ②地域の高齢者の問題や課題から、地域の課題について意見交換することで、高齢者への見守りにつながる「地域との関わり」の重要性について、再認識ができるよう働きかける。 ③個別ケースを検討する地域ケア会議から地域課題を分析し、地域支援者やケアマネジャーへの勉強会等に反映する。 ④自立支援型ケア会議を開催し、居宅介護支援事業所が担当するケースを選定し、リハビリ専門職等と意見交換を行う。	・開催数と目標達成率 ・ケアマネジャーが地域の支援者との連携につなげられた回数 ・高齢者の支援者間で地域課題について確認できた回数

(I) 地域ケア会議推進事業

事業内容

令和7年度 活動評価

実績（実施回数、内容、実施方法等）

活動目標に対する評価

○地域課題の検討を行う地域ケア会議の開催状況

(回)

	R5年度	R6年度	R7年度
目標数値	4	4	4
開催回数	10	8	5
達成率	250.0%	200.0%	125.0%

○開催内容・参加機関

①令和7年4月11日 市営住宅深堀団地集会所

対象地域	深堀町
地域課題	多世代で避難訓練を行い、一時避難先や協力体制を確認し効果的な町会活動ができる。
今後の方向性	学生ボランティアの協力を得て一時避難先のマップの作成。専門職の協力を得てフレイル予防。多世代での避難訓練を検討。
参加機関	町会長・町会役員

②令和7年6月5日 学童保育所スマイルキッズ

対象地域	深堀町
地域課題	多世代で避難訓練を行い、一時避難先や協力体制を確認し安心して過ごせる。
今後の方向性	町会と学童保育所で協働し多世代で避難訓練を実施。一時避難先に近隣のコンビニに協力を依頼し、地域ぐるみで訓練を検討。
参加機関	町会役員・学童保育所教師

③令和7年8月19日 深堀町会館

対象地域	深堀町
地域課題	健康教室やお散歩会の開催を維持し、息切れない体力づくりを行う。
今後の方向性	避難訓練の振り返りの中で実際に歩いたことで体力不安の訴えが多く、専門職との連携やお散歩会の効果的な継続を検討。
参加機関	町会役員・地域住民

④令和7年10月14日 深堀町会館

対象地域	深堀町
地域課題	災害時の持ち出し物品の準備ができ、自分の足で歩ける避難先を把握できる。
今後の方向性	高齢者が各自災害時の持ち出し用の物品内容の見直しを行う。高齢者の身体状態に合わせ災害対策に向け多世代との取り組みを検討。
参加機関	町会役員・地域住民

⑤令和7年11月17日 センター多目的室

対象地域	湯川町
地域課題	冬期間でも外出や楽しみ事を継続し心身機能を維持できる。
今後の方向性	冬期間に歩いて通える場として、センターを会場活用。独居高齢者が興味参加できるよう多世代、他機関と連携協力を検討。
参加機関	町会長・町会役員

【活動目標】

1、地域の特性に合わせて、高齢者が多世代と活動できる機会を増やす。

【評価】

①達成状況 達成

②実施状況

・自然災害の多発から高齢者世帯の不安も増大し、避難訓練や災害対策への感心が高まった。地域ケア会議のテーマとしても希望の意見が多く、優先しての実施となった。

・地域ケア会議において、多世代での取り組みを検討した回数は4回あり、課題としてあった避難訓練等は3回実施した。深堀町会館は、学童保育所が向かいに隣接しており、近くのコンビニの協力を得て、駐車場を避難場所として実施した。地域での多世代による顔合わせができ、協働の意識づけとなった。

・実際に避難訓練を行うことで、地域課題の見直しや高齢者の身体状態に合わせた災害対策が実感できる機会となった。

・令和6年度の個別ケースを検討する地域ケア会議では、住民同士の見守りの目を増やすため、「多世代で交流や活動を進める」との地域課題が抽出された。圏域内の聾学校で「耳が聞こえにくい方との効果的なコミュニケーション」をテーマに、地域の町会役員や民生委員と居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、一緒に学ぶ機会を設けた。在校生との交流も実現でき、互いの交流意識が高まったと評価できる。

③今後の方向性

・上記内容を踏まえ、今後も地域内で多世代が同じテーマについて、問題や課題の意見交換ができる機会を検討、継続していく。

・個別課題地域ケア会議で抽出された地域課題である「緊急時の対応を支援者間で把握、連携できる」をテーマに開催の検討を行う。

地域ケア会議
推進事業（地
域課題）

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、高齢者が地域で抱える問題を共有し課題への取り組みにつなげる。	1、 ①地域の特性に合わせ、高齢者が活動的に過ごせるための課題について意見交換ができる地域ケア会議を開催する。 ②地域の問題や課題について、多機関・多世代で意見交換を行える場として地域ケア会議を開催する。 ③高齢者や支援者間で情報の共有ができ、他機関の協力を得て取り組める地域づくりを進めていく。	・開催回数 ・高齢者が活動できる機会を検討した回数 ・地域づくりについて多世代、多機関が互いに協働できることを検討した回数

イ 生活支援体制整備事業

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第5号

【目的】地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実を行う。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
第2層生活支援 コーディネーター業務	【ネットワーク構築数】 ・ネットワーク構築実施回数 211回 ・新規ネットワーク構築機関数 14機関 【特徴的な周知機会】 ・はこだてセンターまつり（湯川中学校×湯川町1丁目町会） ・青少年育成フォーラム 【高齢者が特技を活かし活動へ参加した回数】 ・深堀小学校クラブ「地域協力隊」ベンチ製作講師（2回） ・深堀小学校クラブ活動「地域協力隊」ポスター制作補助 ・深堀小学校クラブ活動「地域協力隊」手品指導講師 ・深堀小学校クラブ活動「地域協力隊」お楽しみ会運営補助 ・深堀小学校クラブ「サバイバルクラブ」授業補助（2回） ・深堀小学校3年深堀探検隊「鮫川のひみつ」講師 ・深堀小学校3年深堀探検隊「深堀稲荷神社の歴史」講師 ・深堀小学校3年深堀探検隊「深堀稲荷神社の歴史」授業補助 ・深堀小学校1～4年生への伝承授業の講師 ・駒場認定こども園の夏祭りの運営補助、中学生指導 ・深堀小学校PTAと駒場小学校PTA「防災キッズクラブ」運営補助 【主なマッチング】 ・全市一斉クレンジング作戦（校区内町会×深堀中学校） ・深駒防災大運動会（深駒町会×深堀中学校、深堀小学校、駒場小学校） ・深駒町会沿道花植え（深駒町会×深堀中学校）（雨天中止） ・駒場ひろば～ゴミ拾いと環境学習～（湯浜町会×駒場小学校） ・東深堀町会七夕まつり（東深堀町会×深堀中学校） ・深堀小学校伝承授業～港おどり～（校区内町会×深堀小学校×PTA） ・深堀小学校3年深堀探検隊（校区内地域関係者×深堀小学校） ・駒場認定こども園園まつり（深駒町会×深堀中学校） ・深堀町会ラジオ体操（深堀町会×深堀中学校） ・深堀ひろば（深堀町会×深堀中学校、深堀小学校） ・深堀町会夏まつりポスター制作（深堀町会×深堀小学校） ・深堀小学校クラブ活動（校区内町会、自衛隊、函館五稜郭病院等×深堀小学校） ・東深堀町会走らない運動会（東深堀町会×深堀中学校） ・深駒夏祭り（深駒町会×深堀中学校、深堀小学校、駒場小学校） ・深堀小学校2年まち探検（地域8関係機関×深堀小学校） ・ほりほり市in深堀小学校（深堀町会×深堀中学校、深堀小学校） ・深堀中学校生徒会介護予防カルタ作成（深駒町会×深堀中学校） ・東深堀町会クリスマス（東深堀町会×深堀中学校） ・湯川小学校2年おもちゃランド（湯川三丁目町会×湯川小学校） ・はこだてフードフェスタ2026（深駒町会×深堀中学校） ・湯川1丁目町会健康秋祭り（湯川1丁目町会×湯川中学校） ・湯浜在宅福祉委員会調理実習（湯浜町会×深中OB会） ・湯浜町会文化祭（湯浜町会×函館厚生院法人栄養士会×深中OB会）	【活動目標】 1、地域での支え合いの仕組みづくりのため地域にある関係機関とのネットワーク構築について、新規開拓および継続的に取り組む。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・多世代に関わる機関とネットワークを広げることができた。 ・全市的な研修会等を活用し、町会と児童・生徒が連携した活動について広く周知できたことは、とても効果的であった。また、若い世代へ周知できたことは、担い手育成の面からも有効だった。 ③今後の方向性 ・多世代、異分野の方々がつながっていくことで、新たな支え合いの仕組みができる可能性が期待できることから、今後も継続して取り組む必要がある。 【活動目標】 2、地域学校協働活動において、地域と学校がつながり、高齢者の社会参加の機会ができる。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・高齢者が得意分野を活かし、多世代への指導や協力を通して社会参加し、役割を果たすことができている。令和7年度より5つの事業が増加し、13種類の活動機会につながった。 ③今後の方向性 ・地域の高齢者が役割意識を持ち、活動する機会があることは、介護予防や効果的な地域づくりとしても効果的であり、今後も継続して取り組む必要がある。 【活動目標】 3、新たな活動に取り組みたい団体が地域特性に合わせ効果的な展開ができる。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・各町会や関係機関から把握したニーズをもとに、適時マッチングした。令和7年度より3回増加の25回実施しており、効果的な事業展開につなげることができた。 ・多世代、多分野でのマッチングは、担い手育成にもつながり、効果的だった。 ③今後の方向性 ・今後は、より多くの地域や機関で展開され、定着につながるよう、継続して取り組む必要がある。

令和 8 年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、地域での支え合いの仕組みづくりのため、地域にある関係機関とのネットワーク構築について、新規開拓および継続的に取り組む。	1、 ①地域にある各関係機関の新規開拓やニーズの把握を行う。 ②高齢者との関りが少ない機関や医療機関などと幅広くネットワーク構築をするともに、また新たなニーズについて意識的に把握する。 ③出前講座、広報紙配布、見守りネットワーク事業等のセンター業務を通じて、地域での支え合いの必要性について、地域住民や関係機関に対して周知する機会を持つ。	・新規開拓機関数 ・ネットワーク構築数 ・地域での支え合いの必要性に関する周知回数
2、地域学校協働活動において、地域と学校がつながり高齢者の社会参加の機会ができる。	2、 ①地域学校協働活動に参加し、学校や地域のニーズを把握する。 ②各高齢者の得意なことや、できることについて意識的に把握する。 ③高齢者が得意分野を活かし、多世代に向け社会参加できる場を調整する。 ④学校と地域がお互いの強みを活かし、効果的につながり、協働できるよう提案し、サポートする。	・地域学校協働活動の参加数 ・ニーズを把握した機関数 ・高齢者の社会参加数 ・参加者の声
3、新たな活動に取り組みたい団体が地域特性に合わせ効果的な展開ができる。	3、 ①各機関から把握したニーズを基に、新たな活動に取り組みたい団体を抽出する。 ②新たな活動につながりそうな団体に対し、懇談会等を重ね、実現可能な方法について検討・提案する。 ③ニーズのある団体のマッチングを行う。 ④団体の取り組みが、仕組みとして地域に展開されるよう支援する。	・懇談会開催数 ・マッチング数 ・自主活動支援数

(ア) 第2層生活支援コーディネーター業務

令和7年度 活動評価													
事業内容													
実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価												
【新規事業】 ・深中学校生徒会ロープワーク事業 ・まなびや東深堀 ・深堀小学校クラブ活動「地域協力隊」 ・深堀小学校クラブ活動「サバイバル」 ・東深堀町会七夕まつり ・青少年育成フォーラム「湯川中学校の地域活動発表」 ・深堀小 3年深堀探検隊 地域講師 ・深堀町会夏休みのラジオ体操 ・深堀小学校まち探検 ・深堀中介護予防カルタ作成 ・東深堀町会クリスマス会 ・湯川小学校おもちゃランド ・はこだてフードフェスタ2026 ・湯川町 1丁目町会健康秋祭り ・ぶらりふかぼり避難訓練 ・湯浜町会文化祭 ・湯浜町会在宅福祉委員会調理実習 ～深中OB会の活動～ ・未来デザイン会議 ・湯浜在宅福祉委員会調理実習 ・湯浜町文化祭 【先駆的取り組みの発信数】 ・深小学校 PTA定例会 ・青少年育成フォーラム ・駒場小学校学習発表会「前浜体験からの学び」 ・函館新聞への掲載（前浜清掃活動・ロープワーク指導 深駒防災大運動会・深堀小クラブ活動ベンチ作成） ・町会だよりへの掲載 ・町会の Instagramへの掲載 ・NHKテレビニュース ○健康づくり教室から発展した活動の後方支援 <table><tr><th></th><th>R5年度</th><th>R6年度</th><th>R7年度</th></tr><tr><td>湯川温泉町会</td><td>5</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>深堀町会</td><td>11</td><td>12</td><td>11</td></tr></table>		R5年度	R6年度	R7年度	湯川温泉町会	5	6	6	深堀町会	11	12	11	【活動目標】 4、町会等が先駆的な取り組み例を知り社会参加や助け合い活動の重要性について知る。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・これまで同様、全市的に発信したり、集いの場等を活用することで、多くの町会や関係機関に、地域との連携から中学生が考案した「介護予防カルタ」や「ジギスカン体操」等、先駆的な取り組みを伝えることができた。地域関係者からの反応も多く、発信したことで、問い合わせも複数あり、多世代、多機関の意識の高まりにつながったと考える。 ③今後の方向性 ・今後、より多くの取り組みにつながるよう、継続して周知していく機会を持つ必要がある。 【活動目標】 5、創出できた社会資源が継続的に展開できる 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・「お助け隊」や「深中OB会」等の社会資源も、地域性やメンバーの状況に合わせ、継続的に展開できている。 ③今後の方向性 ・メンバー構成の変化等により新たな課題が生じることも予想されるため、次年度も継続して、適宜支援していく必要がある。 【活動目標】 6、健康づくり教室から発展したグループが地域の集いの場として機能することができる。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・年度が始まる前に、グループリーダーと年間スケジュールについて検討し、活動を継続している。 ・湯川温泉町会に関しては、ほぼ毎月活動があり、センター介入がない月にはグループ内で自主的に行事等を行っている。 ・各グループの意向に沿いながら、情報提供や活動の重要性について適宜行った。 ③今後の方向性 ・湯川温泉町会はリーダーの負担が大きいため、参加者や副リーダーとの役割分担等検討していく。 ・深堀町会に関しては、引き続き継続した活動が行えるよう活動状況を確認しながら支援していく。
	R5年度	R6年度	R7年度										
湯川温泉町会	5	6	6										
深堀町会	11	12	11										

第2層生活支援
コーディネーター業務

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
4、町会等が先駆的な取り組み例を知り社会参加や助け合い活動の重要性について知る。	4、 ①先駆的な取り組み例を広報紙等へ掲載し、配布する。 ②出前講座や懇談会等を開催し、社会参加や住民主体の助け合い活動等について周知する。 ③町会だよりの掲示等、集いの場を活用し、他の町会の活動について情報を得られるようにする。 ④SNSを活用し、多世代へ向け広く発信する。	・広報紙への掲載有無 ・町会だよりの掲示町会数 ・町会活動が掲載された新聞の掲示数 ・周知回数 ・SNS掲載有無
5、地域住民が創出した社会資源を継続的に活用し、展開できる。	5、 ①高齢者がお散歩マップを効果的に活用できるよう、適宜助言する。 ②歩こう会が高齢者に積極的に活用されるよう、適宜助言する。 ③おたすけ隊が継続的かつ充実した展開となるよう、適宜助言する。 ④ぶらりふかぼりが地域特性に合わせ効果的に活用されるよう、適宜助言する。 ⑤生じる課題に対し、早期に気づき助言できるよう、各団体代表者と定期的に意見交換を行う。 ⑥新たな社会資源の創出につながるよう、各団体へ働きかけ、適時支援する。	・各団体代表との意見交換数 ・継続割合
6、健康づくり教室から発展したグループが地域の集いの場として機能することができる。	6、 ①アセスメントを行い、リーダーおよび各グループに対して必要な助言を行う。 ②活動において課題がある場合、適宜リーダーや参加者へ支援する。 ③住民主体の助け合い活動の重要性を周知する。 ④各グループの特性や意向に合わせて介護予防、健康に関する知識、社会資源等の情報提供や運動を行う。 ⑤必要時、関係機関への連絡調整や参加者同士の関係構築に向けて助言を行う。	・後方支援回数

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

【根拠法令】介護保険法第115条の45第2項第6号

【目的】認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

事業内容	令和7年度 活動評価	
	実績（実施回数、内容、実施方法等）	活動目標に対する評価
認知症総合支援事業	（ア） 認知症初期集中支援推進事業 ○認知症初期集中チームとの連携 ・事例提供 0件 ・チーム員会議への参加 0回 （市からの会議参加依頼回数 0回） （イ） 認知症地域支援・ケア向上事業 ○広報紙掲載 1回 ○認知症サポーター養成講座の開催 6回 ・函館大学付属有斗高校 3年 120名（令和7年7月18日） ・函館市立深堀小学校 4年1組 22人（令和7年11月22日） 4年2組 22人（令和7年11月22日） ・函館市立湯川小学校 4年1組 21人（令和7年12月15日） 4年2組 23人（令和7年12月15日） ○出前講座の開催 7回 ・一般市民 4回 ・在宅福祉委員 6回 ○認知症ケアパスの配布 145冊	【活動目標】 1、支援を必要とする人が必要時認知症初期集中支援チームを活用し、早期診断や早期対応につながる。 【評価】 ①達成状況 未達成 ②実施状況 ・認知症初期集中支援チームの活用が望ましいケースがなく、対応例はなかった。 ・活用はないものの、緊急時を含め適時適切な医療機関への受診の促しを行うことで、受診につながった。 ③今後の方向性 ・今後も状況に合わせ、必要時チームとの連携を検討し、適時活用していく。 【活動目標】 2、認知症の正しい理解者や見守りの重要性がわかる人が増える。 【評価】 ①達成状況 達成 ②実施状況 ・認知症サポーター養成講座は、担い手となりうる若い世代に広く周知できた。 ・広報紙配布や様々な活動を通し、多世代や他機関の方々へ広く周知できた。 ・認知症カフェはR7年度より会場を馴染みのある町会館へ変更とすることで、継続し参加しやすい環境となった。継続し、協力関係機関も多く、効果的な取り組みとなった。 ・チームオレンジ整備の活動として、市役所開催の認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座を市内認知症推進委員と共に協働して実施した。 圏域内の地域の方が認知症サポーター養成講座に4名、ステップアップ講座に2名の参加があったが、事業への参加には至らなかった。 ③今後の方向性 ・関係機関との連携を進め、圏域内で効果的な取り組みを展開することで、認知症への正しい理解を促し、支援する地域関係者が増えるよう市内認知症推進員と共に取り組みを展開していく。 ・認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の受講者との連携について検討していく。

令和8年度 活動計画		
活動目標	計 画	評価指標
1、支援を必要とする人が、早期に適切な支援につながる。	1、 ①認知症初期集中支援チームの活用が望ましいケースについて検討し適時事例提供し、早期対応につなげる。 ②チーム員会議開催の際は、積極的に参加する。 ③広報紙等を活用し、認知症の相談窓口や早期対応の重要性等について周知する。	・チーム員会議回数 ・相談事例提供件数 ・広報誌への掲載有無
2、地域活動への参加から、認知症を理解する地域住民が増える。	2、 ①今後担い手となりうる世代を中心に、認知症サポーター養成講座を実施し、正しい認知症の理解や「新しい認知症観」の普及を行う。 ②町会や地域の支援者、高齢者と関りが多い関係機関を中心に、出前講座を実施し、認知症の初期症状や早期支援の重要性、「新しい認知症観」について周知を行う。 ③認知症の方の声を活かしながら認知症カフェを開催し、多くの方が参加することで、必要時社会的支援につながりやすいようにする。 ④認知症カフェの後方支援を行い、ご本人やご家族、多くの地域住民の参加につなげ、また効果的な周知・情報発信の機会となるようにする。 ⑤函館市認知症ケアパスを個人及び関係機関へ積極的に配布し、普及啓発をすすめる。 ⑥「チームオレンジ」の整備に向け、市や市内認知症支援推進員とともに意見交換ながら、効果的な展開について検討する。 ⑦認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の受講者について連携方法について検討する。 ⑧世界アルツハイマー月間 in はこだてについて、効果的な開催につながるよう検討や提案を行う。 ⑨個別地域ケア会議等において支援や見守り体制の構築方法を検討する。 ⑩多世代多機関の方々と活動の中で、認知症に関するリテラシーの向上につながるよう出前講座等を活用し、意識的に発信する。 ⑪効果的な事業展開に向け、職員のスキルアップにつながるよう力量に合わせた研修への参加を検討する。	・認知症サポーター養成講座開催数 ・認知症に関する出前講座開催数 ・認知症ケアパス配布数 ・認知症カフェ実施数 ・認知症カフェ後方支援実施数 ・研修会参加数